

レンタカー利用観光促進キャンペーン業務委託仕様書

1 目的

レンタカーを活用した観光を促進するため、「レンタカー利用観光促進キャンペーン」を実施することとしており、キャンペーンについて、効果的なプロモーションを行うことで利用促進に繋げ、観光需要の喚起を図ることを目的とする。

2 委託事業名

レンタカー利用観光促進キャンペーン業務

3 委託業務の範囲

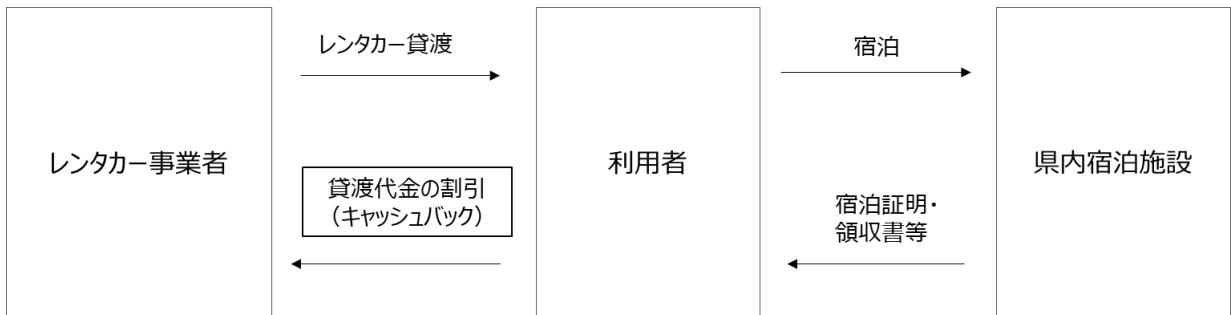
県内レンタカー事業者が、県内での宿泊を伴うレンタカー利用者に対し、貸渡代金の一部を割引する「レンタカー観光利用促進キャンペーン」を実施することとしており、当該キャンペーンに係る以下の業務を行うこと。なお、キャンペーンの実施期間は、令和3年11月中旬から令和4年2月末を想定しているが、県内外での新型コロナウイルスの感染状況等に応じ、期間の変更があり得る。

(1) キャンペーンにかかる利用者向けプロモーション

利用者に対し、キャンペーンを周知するための効果的なプロモーションを行うこと。なお、企画提案書にはプロモーションの時期や媒体の詳細も明記すること。

ターゲットとなる利用者は、主に県外客とし、特に本県と公共交通機関等で結節する地域を意識したプロモーションを行うこと。

(参考) キャンペーンイメージ



4 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

(2) 次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費（事業に係るものを除く。）
- ② 会議等での食糧費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

- (3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。
- ・業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

5 著作権の取扱い

- (1) 著作権者
本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。
受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。
- (2) 権利関係の処理
- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
 - ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
 - ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

6 成果品及び成果報告書の提出

毎月、事業の進捗状況の報告を行うとともに、全ての業務終了後、速やかに以下にかかる成果報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。